

第13号議案

新城市国民健康保険条例の一部改正

新城市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂積亮次

新城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新城市国民健康保険条例（平成17年新城市条例第141号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「新城市国民健康保険運営協議会」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 市が行う国民健康保険の事務

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 新城市国民健康保険運営協議会

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「新城市国民健康保険運営協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により設置する新城市国民健康保険運営協議会」に改める。

第11条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、国民健康保険法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。